

## 補足資料 提案団体からの見解（八王子市）

管理番号 275 「学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和」

### 【可分・不可分について】

建築基準法質疑応答集によれば、用途上不可分の関係にある二以上の建築物とは、同一敷地内に二棟以上の建築物があり、棟単位で敷地分割することにより、建築物の機能を満たすことができない建築物群ということから、敷地の用途を決定する建築物群（学校）とこれに関連する建築物（学童保育所等）を一般的に用途上不可分と解釈することは疑問を呈する。

建築基準法上、学校の明確な定義規定はないが、一応、学校教育法第一条の学校並びに同法にいう専修学校、各種学校を指すと解され、実態が幼稚園に類似している児童福祉法第 39 条第 1 項の保育所は学校には該当しないとされてきた。

学校と保育所が別棟の場合、直接機能上の関連はなく、単に隣り合って校庭を共通で利用しているにすぎないようなことから、結果として用途上可分とされ、敷地分割がされている。

また、児童福祉法第 39 条第 2 項の学童保育所においても各特定行政庁で上記同等と判断しているのが一般的であり、使い勝手上、各特定行政庁の判断に基づき、学童保育所を学校と用途上不可分と判断するのは難しいものとする。

### 【建築基準法第 8 6 条に基づく一団地の適用について】

建築基準法第 8 6 条に基づく一団地認定（以下「一団地認定」という。）の運用については、東京都を始め、各特定行政庁にて同条第 1 項で規定している建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるに足りる「建築基準法第 8 6 条第 1 項、同条第 2 項及び第 8 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準」（以下「認定基準」という。）を策定し、その認定を行ってきているところである。

認定基準の中には、「建築物の構造、接道条件、区域内の通路の配置」などの各種適用基準があり、区域内の設定敷地については一団地認定を適用しないとした場合において建築物ごとに設定される敷地要件について路地上形態となることなく道路又は通路に有効に接続することなどが明記されているところである。

このように、既存の学校施設に対して一団地認定をするためには様々な要件をクリアすることが必須となっており、個々の学校における敷地状況や既存の建物状況などが、総合的設計による一団地認定を前提として計画されていないことから、対応することは困難であるとする。

### 【建築基準法第 4 3 条第 1 項ただし書きの適用について】

建築基準法第 4 3 条ただし書き許可（以下「4 3 条ただし書き許可」という。）については、接道義務の例外許可であることから、避難および通行の安全性、道路に接することを前提とした建築規制である前面道路幅員容積率制限や道路斜線制限が適用されないことに伴う総合的な市街地への影響について、建築物の用途、規模、位置及び構造等を勘案し、交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないかどうかについて審査をし、建築審査会の同意を経て許可しているところである。

貴省の回答では、接道要件を満たさない建築敷地への新たな建築計画に対しては、4 3 条ただし書き許可を適用することで建築することが可能であるとの回答であるが、学校においては、広い空地（グラウンド）

を有しているが、これは義務教育課程における学校としての目的を果たす上で不可欠な施設の一つであることから確保されているものであり、市内にある全ての学校においてグラウンドを含めて建築敷地として設定されている状況となっている。

これらのことから、既に建築敷地と使用されているものを43ただし書き許可における広い空地として扱うことは、そもそも馴染まないと考える。

また、特定行政庁が43ただし書き許可適用における「広場等広い空地」の判断については、恒久的な担保性、日常的に利用可能な状況にある空地で有効に道路に接続されているか否か等により総合的に判断しているが、そのような条件を満たしている空地が多く存在していることは考えにくいことから、学校と学童保育所との可分、不可分については、特定行政庁及び建築主事の個別判断によることなく、全国で統一した運用となるよう技術的助言等で、その運用方針を示す必要があると考える。